厚生労働委員会

委員一覧(25名)

委員長 理 事 理 事	大沼 みずほ 羽生田 俊	(自民) (自民)	滝沢	恵美子	(自民)	牧山 山本 川田 小池		(公明) (維新)
理事							龍平	(維新)
理 事	福岡 資麿	(自民)	武見	敬三	(自民)	小池	晃	(共産)
理 事	津田 弥太郎	(民主)	三原じ	ゅん子	(自民)	行田	邦子	(元気)
理 事		(-,) 4/	石橋		(民主)		みちよ	
	74	(4)	西村	まさみ		福島	みずほ	(社民)
	石井 みどり			雄一郎	(- 4)			
	木村 義雄	(自民)	白	真勲	(民主)		(27. 2. 1	2 現在)

(1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件(うち本院先議1件)、本院議員提出2件及び衆議院提出2件(厚生労働委員長1件)の合計12件であり、そのうち内閣提出6件(うち本院先議1件)及び衆議院提出1件を可決し、内閣提出2件、本院議員提出2件及び衆議院提出1件の合計5件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願67種類1,115 件のうち、7種類317件を採択した。

[法律案の審査]

 議が付された。

|青少年雇用| 勤労青少年福祉法等の一 部を改正する法律案(閣法第50号 先議) は、青少年の雇用の促進等を図り、能力 を有効に発揮できる環境を整備するため、 一定の求人者からの求人申込みの不受理 及び職業選択に資する情報提供の仕組み を設けるとともに、職場への定着促進に 関する取組等の実施状況が優良であるこ と等の基準に適合する事業主に係る認定 制度を創設するほか、キャリアコンサル タントの登録制度の創設等の措置を講じ ようとするものである。委員会において は、適職の選択に資する情報の積極的な 提供の重要性、労働関係法令違反企業か らの求人不受理の在り方、職業能力の開 発及び向上を図る必要性等について質疑 を行った。質疑を終局した後、維新の党 から、労働者の募集を行う者等による青 少年雇用情報の提供を、学校卒業見込者 等の求めがあった場合に限ることなく、 学校卒業見込者等募集を行う場合には、 一律に義務とすること等を内容とする修 正案が提出された。また、日本共産党及 び社会民主党・護憲連合から、常時雇用

する労働者の数が300人を超える企業は、 労働者の募集を行うに際しては、一定期間内において雇い入れた労働者の数及び そのうち退職した者の数等の情報を提供 しなければならないものとすること等を 内容とする修正案が提出された。順次採 決の結果、両修正案はいずれも否決され、 全会一致をもって原案どおり可決された。 なお、本法律案に対し、附帯決議が付さ れた。

独法改革 独立行政法人に係る改革を 推進するための厚生労働省関係法律の整 備等に関する法律案(閣法第23号)は、 厚生労働省所管の独立行政法人に係る改 革を推進するため、独立行政法人労働安 全衛生総合研究所を独立行政法人労働者 健康福祉機構に統合し、その名称を独立 行政法人労働者健康安全機構に改めると ともに、独立行政法人勤労者退職金共済 機構の行う中小企業退職金共済業務に係 る資産運用委員会の設置、独立行政法人 福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医 療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独 立行政法人労働政策研究・研修機構、独 立行政法人労働者健康福祉機構及び年金 積立金管理運用独立行政法人における役 員数の変更等の措置を講じようとするも のである。委員会においては、独立行政 法人の人事制度の現状と運営費交付金の 課題、GPIFにおける年金積立金の運 用の在り方と体制整備の必要性、労働災 害に対して労働者健康安全機構が果たす べき役割、福祉医療機構が取り組むべき 課題と金融庁検査導入の意義、勤労者退 職金共済機構に資産運用委員会を設置す ることの効果と委員の構成等について質 疑が行われ、討論の後、多数をもって原 案どおり可決された。なお、本法律案に 対し、附帯決議が付された。

医療保険 持続可能な医療保険制度を 構築するための国民健康保険法等の一部 を改正する法律案(閣法第28号)は、持 続可能な医療保険制度を構築するため、 国民健康保険の財政支援の拡充や財政運 営責任の都道府県への移行等による医療 保険制度の財政基盤の安定化、被用者保 険者に係る後期高齢者支援金の全面総報 酬割の導入、医療費適正化の推進を行う ほか、患者申出療養の創設の措置を講じ ようとするものである。衆議院において は、平成27年4月1日から施行すること とされていた改正規定について、公布の 日から施行することとする修正が行われ た。委員会においては、参考人から意見 を聴取するとともに、国立研究開発法人 国立がん研究センターにおいて国内未承 認薬等の実情を視察したほか、国民健康 保険の運営の在り方、高齢者医療に要す る費用負担の問題、患者申出療養を創設 する理由等について安倍内閣総理大臣に も出席を求め質疑を行った。質疑を終局 した後、無所属クラブから、患者申出療 養に係る規定を削除することを内容とす る修正案が提出された。討論の後、採決 の結果、修正案は否決され、多数をもっ て原案どおり可決された。なお、本法律 案に対し、附帯決議が付された。

派遣労働・待遇確保 労働者派遣事業 の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法 律案(閣法第43号)は、派遣労働者のとと 層の雇用の安定、保護等を図るためるとと を労働者派遣事業の制度を廃止するとと を労働者派遣の役務の提供を受さるといる。 者の事業所その他派遣等の所要の措にと 者の事業所を設けるものである。 素員を聴取するとと いては、参考人から意見を聴取すると もに、愛知県に委員を派遣し、地方公聴 会及び現地調査を実施したほか、全ての 労働者派遣事業を許可制にする意義、派 遣労働者の正社員化に向けた取組、新た な期間制限の在り方と過半数労働組合等 からの意見聴取の実効性、派遣労働者の 雇用安定措置の在り方、派遣労働者の 見休業取得の促進策等について安倍内閣 総理大臣にも出席を求め質疑を行った。

また、労働者の職務に応じた待遇の確 保等のための施策の推進に関する法律案 (衆第22号) は、労働者の職務に応じた 待遇の確保等のための施策に関し、基本 理念を定め、国の責務等を明らかにする こと等により、労働者の職務に応じた待 遇の確保等のための施策を重点的に推進 しようとするものである。衆議院におい ては、派遣労働者について、派遣先に雇 用される労働者との間において均等な待 遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るも のとし、3年以内に法制上の措置を含む 必要な措置を講ずるものとすること等の 修正が行われた。委員会においては、発 議者及び修正案提出者を代表して衆議院 議員井坂信彦君より趣旨説明及び衆議院 における修正部分の説明を聴取した後、 雇用形態の相違による待遇格差の現状、 労働者の職務に応じた待遇の確保のため の具体的な方策、衆議院における修正の 趣旨等について質疑を行うとともに、参 考人より意見を聴取した。

両法律案について質疑を終局した後、 自由民主党及び公明党から、労働者派遣 事業の適正な運営の確保及び派遣労働者 の保護等に関する法律等の一部を改正す る法律案について、施行期日を「平成27 年9月1日」から「平成27年9月30日」 に改める等の修正案が提出された。討論 の後、労働者派遣事業の適正な運営の確 保及び派遣労働者の保護等に関する法律 等の一部を改正する法律案について採決 の結果、多数をもって修正議決された。 次に、労働者の職務に応じた待遇の確保 等のための施策の推進に関する法律案に ついて採決の結果、多数をもって原案ど おり可決された。なお、両法律案に対し、 それぞれ附帯決議が付された。

│医療│ 医療法の一部を改正する法律案 (閣法第68号) は、医療機関相互間の機 能の分担及び業務の連携を推進するため、 地域医療連携推進法人の認定制度を創設 するとともに、医療法人の合併及び分割 に係る規定の整備を行うほか、医療法人 の経営の透明性を確保する等のため、理 事の責任、計算書類等に係る規定を整備 する等の措置を講じようとするものであ る。委員会においては、地域医療連携推 進法人制度創設の目的と必要性、地域医 療連携推進法人の業務の在り方と内部統 制の重要性、地域医療連携推進法人制度 の導入に伴う地域医療への影響等につい て質疑が行われ、討論の後、多数をもっ て原案どおり可決された。なお、本法律 案に対し、附帯決議が付された。

[国政調査等]

3月2日~3日、群馬県における社会 保障及び労働問題等に関する実情調査の ため、委員派遣を行った。

3月24日、厚生労働行政の基本施策について塩崎厚生労働大臣から所信を、平成27年度厚生労働省関係予算について山本厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月26日、厚生労働行政の基本施策に 関し、平成27年度介護報酬改定により中 小規模の特養の経営が悪化する懸念、医 療事故調査における医療機関の社会的責 任等を踏まえた上での遺族等に対する厚 労大臣の思い、労働者の実労働時間を正 確に把握する必要性、子供・子育ての相 談に関する一次相談窓口設置の必要性、 総雇用者所得の増加と労働者の生活向上 の関係、認知症施策を国家戦略化した意 図及び認知症施策推進総合戦略の基本的 な施策の柱、薬害エイズ問題に係る厚労 大臣の所見、育児・介護休業法第26条の 転勤に対する配慮義務を強化する必要性、 育児休業3年取得推進が女性の活躍促進 と矛盾するという指摘に対する厚労大臣 の見解、育児・介護休業法により育児休 業取得促進のための環境整備を事業者に 義務付ける必要性、外国人技能実習の対 象に介護労働者を含めるべきではないと する主張に対する厚労大臣の見解等につ いて質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された 平成27年度厚生労働省関係予算の審査を 行い、国家戦略特別区域内における外国 人家事支援人材の規制に関する厚労大臣 の見解、看護師等養成所の実習施設の要 件等に係る見直しの方向性、キャリアアッ プ助成金及びトライアル雇用奨励金の正 社員化促進に対する効果、後期高齢者医 療広域連合に対する歯科健診事業の周知 等の具体的方法、生活困窮者自立支援法 施行の準備状況と施行体制に関する各自 治体の対応を含めた現状、子宮頸がんワ クチンによる健康被害に対して予防接種 法の趣旨に基づき迅速に救済を行う必要 性、住宅扶助上限額の引下げが住生活基 本計画の最低居住面積水準の達成率に与 える影響、子ども・子育て支援新制度の 公定価格における地域区分の設定につい て都道府県知事の調整権限を付与する必 要性、平成27年度予算における一次予防、 二次予防及び三次予防への対応状況、タ

クシー運転者に係る最低賃金の遵守状況 並びに違反の把握及び指導の方法等について質疑を行った。

4月14日、アッツ島における遺骨収容に関する厚労大臣の見解、医療現場の過重労働問題に対する厚労大臣の認識、倫理審査委員会認定制度の現在の実施体制により質の向上が図られるか否かの確認、被災地における介護保険の補足給付に係る問題に対して厚労大臣が主導して解決を図る必要性、失業等給付の積立金残高に対する厚労大臣の評価、労働安全衛生法に基づく健康診断における再検査等を促す措置を講ずる是非、高度プロフェンで質疑を行った。

4月21日、保険医療機関に対する個別指導の見直しの必要性、精神保健指定医の資格の不正取得事案に関する厚労省の見解、労働者の休憩時間確保に向けた対策の在り方、国保法等改正案におけるヘルスケアポイントの在り方、妊婦健康診査の公費助成の在り方、看護職員の勤務環境の改善策等について質疑を行った。

5月12日、再生医療の普及及び啓発の 重要性に関する厚労大臣の認識、高度 ロフェッショナル制度において想定して いる休息時間、海外と比較した日本の 神保健医療福祉に対する厚労大臣の見解、 認知症に対応する医療提供体制の整備の 重要性、がん検診の精密検査受診者数 上に向けた取組、地域別がん登録情報の 上に向けた取組、労働契約申込みみな経 時についての説明資料の修正の経 り親世帯の親の学び直し支援とり る広報啓発の方法、ストレスチェック制 度を踏まえた今後の衛生委員会の活用方 を踏まえた今後の衛生委員会の活用方 が、化粧品の動物試験の禁止を検討する 必要性等について質疑を行った。

6月2日、自殺総合対策等に関する件 を議題とし、厚労省において市町村との 連携を含め全省的な自殺対策の取組体制 を整える必要性、自殺対策に係る本委員 会決議が我が国の自殺対策に果たした役 割についての厚労大臣の見解、よりそい ホットラインが果たしている役割に対す る評価、自殺対策業務を内閣府から厚労 省に移管する理由、自死遺族等への支援 を警察庁や都道府県と連携して強化して いくための厚労省の決意、自殺予防・防 止における自殺未遂者対策の重要性に関 する厚労大臣の認識、こころの健康相談 統一ダイヤルの受信件数及びその傾向、 自殺予防総合対策センターの人員及び予 算が不足していることへの懸念、自殺防 止のため長時間労働を規制する必要性等 について質疑を行った。また、自殺総合 対策の更なる推進を求める決議を行った。

6月9日、年金情報の流出問題に関す る件を議題とし、塩崎厚生労働大臣及び 参考人から報告を聴取した後、年金情報 の流出に対する厚労大臣の所感及び対応 策、5月22日の日本年金機構の理事会に おいて今回の事案を議題としなかった理 由、パスワードを設定していなかったフ ァイルの割合が1%に満たないことの確 認、年金情報流出の被害拡大防止及び再 発防止に向けた日本年金機構の取組、特 定健康診査情報とマイナンバーとの連携 を先送りする必要性、日本年金機構の職 員のメールアドレスが外部に漏れた原因、 NISCからの通報を受けた後における アクセスログの解析の有無等について質 疑を行った。

6月16日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、報道されている職員への注意喚起メール等の資料を日本年金機構が国会に提出できない理由、インター

ネット遮断をより早い段階で行うべき だったとの指摘に対する日本年金機構の 見解、詐欺被害等防止のためテレビCM で注意喚起する必要性に関する厚労大臣 所見、厚労省や日本年金機構に不都合な 情報を非公表としていないことを保障で きる理由、厚労省統合ネットワーク全体 像を把握せずに指導を行っていたことに 対するNISCの見解、今後の外部との インターネット接続状況の管理と情報セ キュリティの在り方に関する日本年金機 構の方針、なりすまし被害等の年金情報 流出問題に係る二次被害を受けた者への 補償の在り方、日本年金機構不正アクセ ス事案検証委員会において公平・公正な 検証が行われるかの懸念、厚労省年金局 の体制及び体質に対する懸念、総務省年 金業務監視委員会が廃止された理由、栃 木県、福岡県及び沖縄県において年金情 報流出被害が多い理由等について質疑を 行った。

7月2日、年金情報の流出問題に関す る件を議題とし、日本年金機構不正アク セス事案検証委員会における検証結果の 中間報告を夏季までに発表する必要性、 日本年金機構発行文書において今回の年 金情報流出事案の呼称が変更された経緯、 個人が特定されるPCの所在を公表して はならないとする警察の指示の有無、日 本年金機構不正アクセス事案検証委員会 の役割の在り方、厚労省情報政策担当参 事官室の業務体制を抜本的に見直す必要 性、日本年金機構において個人情報を扱 う業務は再委託禁止が原則であることの 確認、厚労省から日本年金機構への出向 者等の人数及び出向先の部署、標的型サ イバー攻撃に対する日本年金機構の今後 の組織体制及び対策、特定個人情報保護 評価の問題点等について質疑を行った。

7月9日、今後の厚生労働行政におけ る保健医療2035提言書の位置付け、日本 年金機構が年金情報流出の問合せに対し 誤った回答をしていたことが判明した経 は、誤回答の問題に対する日本年金機構 理事長の認識、外国人家事支援人材受入 れにより日本人の雇用機会喪失及び労働 条件引下げを生じさせない必要性、指定 難病の迅速な確定診断のための医療提供 体制の構築及び患者負担への配慮につい ての厚労省の見解、子宮頸がん予防ワク チン副反応について心身の反応の可能性 が高いとの判断の妥当性、今回の誤回答 を公表しなかったことが日本年金機構の ルールに違反していることの確認等につ いて質疑を行った。

7月14日、介護保険の補足給付に当たっ ての資産要件導入がプライバシー侵害等 につながる懸念、生活困窮者自立支援制 度における任意事業の実施状況に対する 厚労大臣の所見、韓国におけるMERS 発生の経験を踏まえた感染症に対する厚 労省の対応、いわゆるブラックバイトに 関し実態調査を行った上での今後の厚労 省の取組方針、年金情報流出に係る誤回 答の公表に関する前回の委員会答弁が虚 偽であることへの認識等について質疑を 行った。また、年金情報の流出問題に関 する件を議題とし、日本年金機構の誤回 答に関し厚労大臣が公表を指示すべきで あったことについての厚労大臣の見解、 情報系ファイル共有サーバーのウイルス 感染により業務系システムの情報が流出 する懸念、厚労省から日本年金機構への 出向者が不正アクセス事案について厚労 省に報告しなかったことに対する厚労大 臣の所見、アラート表示の急増により各 年金事務所に混乱が生じていることに対 する日本年金機構理事長の認識、お詫び 文書の発送先に誤りがないかについての確認の有無、厚労省所管の独立行政法人及び特殊法人に対するCSIRT設置についての指示の有無、誤回答の原因がほぼ判明していたにもかかわらず委員会でその旨答弁しなかった理由等について質疑を行った。

8月25日、年金情報の流出問題に関す る件を議題とし、参考人から報告を聴取 した後、厚労省がこれまで4月22日の事 案を発表していなかった理由、個人情報 を取り扱うような年金業務の外部委託の 有無、データ入力業務の再委託を見抜け なかったことに対する日本年金機構理事 長の認識、日本年金機構の共有ファイル サーバの情報流出に係る調査の現状、4 月22日の厚労省に対するサイバー攻撃を 厚労大臣が知った時期、流出した情報が 沖縄及び和歌山の両事務センターと東京 の記録突合センターの3施設で保有して いたものであることの確認、NISCか ら見た各府省庁と比較した場合の厚労省 の情報セキュリティの水準、ガバナンス 改革のための日本年金機構再生本部の トップが日本年金機構の理事長となるこ とへの懸念に対する見解、インターネッ ト接続を遮断すべきであった時点に関す る日本年金機構と検証委員会の判断の相 違についての見解等について質疑を行っ た。

9月3日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、日本年金機構理事長の 続投を認めることの是非、4月22日以降 の23の外部サーバとの通信遮断の経過及 び厚労大臣に対する報告の有無、年金情 報流出事案が日本年金機構だけではなく 厚労省全体の問題であることへの厚労大 臣の認識、個人情報が流出したとの誤説 明への対応についての指示の経緯、厚労 省のCISOに官房長を選任していることに対する責任の所在、特殊法人である日本年金機構の組織形態の在り方についての検討に関する厚労大臣の見解、厚労省及び日本年金機構における府省庁対策基準策定のためのガイドラインの遵守事項の遵守状況等について質疑を行った。

9月10日、仕事と子育て・介護を両立できるよう外国人家事支援人材の家事支援活動に介護を加えることに対する厚労大臣の見解、AEDに関する普及啓発への取組の必要性、戦没者のみならず戦没者遺族のDNAのデータベース化を早急

に進めることに対する厚労大臣の決意、 ひとり親家庭の現状と支援の重要性に対する厚労省の認識、施行後3年を経た障害者虐待防止法の改正に向けた取組、労働基準監督署の大企業への監督指導に入る厚労省のの事実認定の迅速化を徹底する必要性、レセプトデータと特定健診である必要性、レセプトデータと特定健診である影響、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた施策を行った。

(2)委員会経過

〇平成27年2月12日(木)(第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行う ことを決定した。
- o委員派遣を行うことを決定した。
- 〇平成27年3月24日(火)(第2回)
- ○厚生労働行政の基本施策に関する件について 塩崎厚生労働大臣から所信を聴いた。
- ○平成27年度厚生労働省関係予算に関する件に ついて山本厚生労働副大臣から説明を聴い た。
- o 派遣委員から報告を聴いた。
- 〇平成27年3月26日(木)(第3回)
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○厚生労働行政の基本施策に関する件について 塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、山本 厚生労働副大臣、髙階厚生労働大臣政務官、 橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対 し質疑を行った。

[質疑者]

木村義雄君(自民)、羽生田俊君(自民)、 津田弥太郎君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、 石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、 福島みずほ君(社民) ○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の 一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議 院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨 説明を聴いた。

〇平成27年3月31日(火)(第4回)

- o 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の 一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、丹羽文 部科学副大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚 生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑 を行った後、可決した。

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、津田弥太郎君(民主)、 長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、 小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬 師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民) (閣法第22号)

賛成会派自民、民主、公明、維新、共産、元気、無ク、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成27年4月7日(火)(第5回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十七年度一般会計予算(衆議院送付)平成二十七年度特別会計予算(衆議院送付)平成二十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、松本内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長末松誠君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、羽生田俊君(自民)、石橋通宏君(民主)、西村まさみ君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成27年4月14日(火)(第6回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o参考人の出席を求めることを決定した。
- oアッツ島における遺骨収集帰還事業に関する 件、北朝鮮帰還事業における日本人妻への意 思確認に関する件、医療現場の過重労働の現 状及び対策に関する件、外国人技能実習制度 の適正化及び拡充に係る見直しに関する件、 臨床研究の倫理審査委員会認定制度の在り方 に関する件、被災地における介護保険の補足 給付の在り方に関する件、子どものいる低所 得世帯の可処分所得を増やす取組の重要性に 関する件、データヘルス計画の推進における 経済産業省との連携の必要性に関する件、高 度プロフェッショナル制度の問題に関する件 等について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副 大臣、葉梨法務副大臣、宇都外務大臣政務官、 あかま総務大臣政務官、髙階厚生労働大臣政 務官、政府参考人及び参考人日本赤十字社副 社長大塚義治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、石橋通宏君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、

福島みずほ君(社民)

○ 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案 (閣法第50号) について塩崎厚生労働大臣か ら趣旨説明を聴いた。

〇平成27年4月16日(木)(第7回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 動労青少年福祉法等の一部を改正する法律案 (閣法第50号) について塩崎厚生労働大臣、 山本厚生労働副大臣、丹羽文部科学副大臣、 永岡厚生労働副大臣、髙階厚生労働大臣政務 官、小泉内閣府大臣政務官、岩井経済産業大 臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った 後、可決した。

「質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、 川田龍平君(維新)、大沼みずほ君(自民)、 滝沢求君(自民)、杉久武君(公明)、小池 晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺 みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民) (閣法第50号)

賛成会派自民、民主、公明、維新、共産、元気、無ク、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

〇平成27年4月21日(火)(第8回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保険医療機関に対する個別指導の見直しに関する件、歯科口腔保健推進室に係る取組に関する件、精神保健指定医の資格の不正取得に関する件、労働者の休憩時間確保に向けた対策の在り方に関する件、国保法等改正案におけるヘルスケアポイントに関する件、妊婦健康診査の公費助成の在り方に関する件、看護職員の勤務環境の改善策に関する件等について塩崎厚生労働大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

西村まさみ君(民主)、川田龍平君(維新)、 小池晃君(共産)、井上義行君(元気)、薬 師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○独立行政法人に係る改革を推進するための厚 生労働省関係法律の整備等に関する法律案 (**閣法第23号**)(衆議院送付)について塩崎 厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成27年4月23日(木)(第9回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○独立行政法人に係る改革を推進するための厚 生労働省関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第23号)(衆議院送付)について塩崎 厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚 生労働副大臣、越智内閣府大臣政務官、髙階 厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質 疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石橋通宏君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、 津田弥太郎君(民主)、川田龍平君(維新)、 島村大君(自民)、長沢広明君(公明)、小 池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師 寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民) (閣法第23号)

賛成会派 自民、公明、元気 反対会派 民主、維新、共産、無ク、社民 なお、附帯決議を行った。

〇平成27年5月12日(火)(第10回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o 参考人の出席を求めることを決定した。
- 再生医療の啓発に向けた取組に関する件、戦 没者の遺骨のDNA鑑定の在り方に関する 件、高度プロフェッショナル制度の導入に関 する件、国家戦略特区における外国人家事支 援人材の受入れに関する件、戦後強制抑留者 の実態調査に関する件、認知症施策の進め方 に関する件、遺伝子情報の活用に向けた検討 状況に関する件、がん対策の推進に関する件、 災害時の医療提供体制の在り方に関する件、 労働契約申込みみなし制度施行に係る説明資 料に関する件、ひとり親家庭の自立支援策に 関する件、企業におけるストレスチェックの 実施体制に関する件、化粧品の動物試験に関 する件等について塩崎厚生労働大臣、赤澤内 閣府副大臣、葉梨法務副大臣、永岡厚生労働 副大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働 大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、髙階厚 生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日

本赤十字社副社長大塚義治君に対し質疑を 行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、石橋通宏君(民主)、川田龍平君(維新)、石井みどり君(自民)、三原じゅん子君(自民)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

〇平成27年5月14日(木)(第11回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○持続可能な医療保険制度を構築するための国 民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣 法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生 労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修 正部分の説明を聴いた後、同大臣、永岡厚生 労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政 府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井みどり君(自民)、羽生田俊君(自民)、 長沢広明君(公明)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成27年5月19日(火)(第12回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国 民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣 法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生 労働大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労 働大臣政務官、大家財務大臣政務官及び政府 参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立信也君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、 西村まさみ君(民主)、川田龍平君(維新)、 小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬 師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

〇平成27年5月21日(木)(第13回)

○持続可能な医療保険制度を構築するための国 民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣 法第28号)(衆議院送付)について次の参考 人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑 を行った。

[参考人]

公益社団法人日本医師会副会長 中川俊男 君

名古屋大学医学部附属病院長 石黒直樹君 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会代 表理事 伊藤建雄君

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、西村まさみ君(民主)、 長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、 小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬 師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○持続可能な医療保険制度を構築するための国 民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣 法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生 労働大臣、永岡厚生労働副大臣、竹谷財務大 臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府 参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

櫻井充君(民主)、津田弥太郎君(民主)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、 福島みずほ君(社民)

〇平成27年5月22日(金)(第14回)

○持続可能な医療保険制度を構築するための国 民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣 法第28号)(衆議院送付)について次の参考 人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑 を行った。

[参考人]

全国知事会社会保障常任委員会委員長栃木県知事福田富一君全国町村会行政委員会委員新潟県聖籠町長渡邊廣吉君健康保険組合連合会副会長白川修二君三重短期大学生活科学科教授長友薫輝君[質疑者]

福島みずほ君(社民)、羽生田俊君(自民)、 津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)

〇平成27年5月26日(火)(第15回)

o政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ○持続可能な医療保険制度を構築するための国 民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣 法第28号)(衆議院送付)について安倍内閣 総理大臣、塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働 副大臣、竹谷財務大臣政務官、橋本厚生労働 大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行 い、討論の後、可決した。
- ・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、足立信也君(民主)、 西村まさみ君(民主)、長沢広明君(公明)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、山 田太郎君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、 福島みずほ君(社民)

• 質疑

[質疑者]

島村大君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、 足立信也君(民主)、長沢広明君(公明)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、 福島みずほ君(社民)

(閣法第28号)

賛成会派自民、公明反対会派民主、共産、元気、無ク、社民欠席会派維新

なお、附帯決議を行った。

〇平成27年6月2日(火)(第16回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o参考人の出席を求めることを決定した。
- ○自殺総合対策等に関する件について塩崎厚生 労働大臣、赤澤内閣府副大臣、政府参考人、 参考人特定非営利活動法人自殺対策支援セン ターライフリンク代表清水康之君、国立研究 開発法人国立精神・神経医療研究センター理 事長樋口輝彦君及び京丹後市長中山泰君に対 し質疑を行った。

[質疑者]

武見敬三君(自民)、津田弥太郎君(民主)、福山哲郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○自殺総合対策の更なる推進を求める決議を 行った。

〇平成27年6月9日(火)(第17回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o参考人の出席を求めることを決定した。
- ○年金情報の流出問題に関する件について塩崎 厚生労働大臣及び参考人日本年金機構理事長 水島藤一郎君から報告を聴いた後、同大臣、 政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島 藤一郎君、同機構理事(システム部門担当) 徳武康雄君及び企業年金連合会理事長村瀬清 司君に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、蓮舫君(民主)、白眞勲君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)

〇平成27年6月16日(火)(第18回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o参考人の出席を求めることを決定した。
- ○年金情報の流出問題に関する件について塩崎 厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、武藤総 務大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、政 府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤 一郎君、同機構副理事長薄井康紀君、株式会 社ラック取締役最高技術責任者西本逸郎君及 び郷原総合コンプライアンス法律事務所代表 弁護士・関西大学客員教授郷原信郎君に対し 質疑を行った。

[質疑者]

薬師寺みちよ君 (無ク)、福島みずほ君(社民)、大沼みずほ君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)

〇平成27年7月2日(木)(第19回)

- o理事の補欠選任を行った。
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎 厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金 機構理事長水島藤一郎君及び同機構副理事長

薄井康紀君に対し質疑を行った。

「質疑者]

大沼みずほ君(自民)、津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社民)

〇平成27年7月9日(木)(第20回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保健医療2035提言書を踏まえた厚生労働行政 の在り方に関する件、年金情報流出の問合せ に対する誤回答に関する件、保険医療機関等 に対する集団的個別指導の在り方に関する 件、外国人家事支援人材の受入れによる日本 人労働者の雇用への影響に関する件、アレル ギー疾患の医療提供体制の整備等に関する 件、臨床研究に対する法的規制の在り方に関 する件等について塩崎厚生労働大臣、政府参 考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一 郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

三原じゅん子君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、西村まさみ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)

〇平成27年7月14日(火)(第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ○介護保険の補足給付に係る資産要件導入の影響に関する件、養育費の確保策等母子家庭に対する支援の在り方に関する件、MERS等の国内発生に備えた体制整備に関する件、いわゆるブラックバイト対策の必要性に関する件、年金情報流出に係る説明誤りに関する件等について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、永岡厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬 師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社 民)、牧山ひろえ君(民主)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴 き、

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための 施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆 議院提出)について発議者・修正案提出者衆 議院議員井坂信彦君から趣旨説明及び衆議院 における修正部分の説明を聴いた。

年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び同機構副理事長 蓮井康紀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、渡辺美知太郎君(無ク)、 福島みずほ君(社民)

〇平成27年7月30日(木)(第22回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大 臣、髙階厚生労働大臣政務官及び政府参考人 に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、 福島みずほ君(社民)、石井みどり君(自 民)、滝沢求君(自民)、長沢広明君(公明)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク) また、同法律案の審査のため委員派遣を行う ことを決定した。

〇平成27年8月4日(火)(第23回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大

臣、髙階厚生労働大臣政務官及び政府参考人 に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、白眞勲君(民主)、牧山 ひろえ君(民主)、長沢広明君(公明)、福 島みずほ君(社民)、川田龍平君(維新)、 吉良よし子君(共産)、行田邦子君(元気)、 薬師寺みちよ君(無ク)

〇平成27年8月11日(火)(第24回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o派遣委員から報告を聴いた。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大 臣、赤澤内閣府副大臣、中山外務副大臣、髙 階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し 質疑を行った。

「質疑者]

津田弥太郎君(民主)、森本真治君(民主)、 川田龍平君(維新)、大沼みずほ君(自民)、 長沢広明君(公明)、吉良よし子君(共産)、 行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無 ク)、福島みずほ君(社民)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付) 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための 施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆 議院提出)

以上両案について参考人の出席を求めること を決定した。

〇平成27年8月18日(火)(第25回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)について発議者・修正案提出者衆議院議員井坂信彦君、同浦野靖人君、修正案提出者衆議院議員髙鳥修一君、同古屋範子君、塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤石清美君(自民)、阿達雅志君(自民)、 白眞勲君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、 長沢広明君(公明)、寺田典城君(維新)、 小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、渡 辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社 民)

〇平成27年8月19日(水)(第26回)

○労働者の職務に応じた待遇の確保等のための 施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆 議院提出)について次の参考人から意見を聴 いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

イケア・ジャパン株式会社人事本部長 泉 川玲香君

全国生協労働組合連合会中央執行委員長 北口明代君

学習院大学経済学部教授 今野浩一郎君 弁護士

NPO法人派遣労働ネットワーク理事長 日本労働弁護団常任幹事 中野麻美君 [質疑者]

石井みどり君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

〇平成27年8月20日(木)(第27回)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて次の参考人から意見を聴いた後、各参 考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東洋大学法学部教授 鎌田耕一君

一般社団法人日本経済団体連合会労働政策 本部長 高橋弘行君

日本労働組合総連合会副事務局長 安永貴 夫君

全国コミュニティ・ユニオン連合会事務局 長 関口達矢君

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、津田弥太郎君(民主)、

長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、 小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬 師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社 民)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大 臣、髙階厚生労働大臣政務官及び政府参考人 に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、 川田龍平君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、 行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無 ク)、福島みずほ君(社民)

〇平成27年8月25日(火)(第28回)

- o理事の補欠選任を行った。
- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○年金情報の流出問題に関する件について参考 人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び日本 年金機構における不正アクセスによる情報流 出事案検証委員会委員長甲斐中辰夫君から報 告を聴いた後、塩崎厚生労働大臣、政府参考 人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君、 同機構理事(システム部門担当)徳武康雄君 及び日本年金機構における不正アクセスによ る情報流出事案検証委員会委員長甲斐中辰夫 君に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、白眞勲君(民主)、石橋 通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田 龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦 子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福 島みずほ君(社民)

〇平成27年8月26日(水)(第29回)

- o 理事の補欠選任を行った。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて次の参考人から意見を聴いた後、各参

考人に対し質疑を行った。

[参考人]

弁護士 中山慈夫君

一般社団法人日本エンジニアリングアウト ソーシング協会代表理事 牛嶋素一君 派遣労働者 宇山洋美君

弁護士

日本労働弁護団常任幹事 **棗一郎君** 「質疑者〕

滝沢求君(自民)、石橋通宏君(民主)、長 沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小 池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師 寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

〇平成27年8月27日(木)(第30回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大 臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤石清美君(自民)、森本真治君(民主)、 牧山ひろえ君(民主)、石橋通宏君(民主)、 長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、 小池晃君(共産)

〇平成27年9月1日(火)(第31回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて塩崎厚生労働大臣、髙階厚生労働大臣 政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。 [質疑者]

小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社 民)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付) 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための 施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆 議院提出) 以上両案について発議者・修正案提出者衆議 院議員井坂信彦君、発議者衆議院議員西村智 奈美君、修正案提出者衆議院議員髙鳥修一君、 同古屋範子君、塩崎厚生労働大臣、山本厚生 労働副大臣、浜田復興副大臣、髙階厚生労働 大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行っ た。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、 川田龍平君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、 行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無 ク)、福島みずほ君(社民)

〇平成27年9月3日(木) (第32回)

- o 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)に ついて安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣 及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○年金情報の流出問題に関する件について塩崎 厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年 金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行っ た。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、 福島みずほ君(社民)

〇平成27年9月8日(火)(第33回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付) 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための 施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆

議院提出)

以上両案について塩崎厚生労働大臣、山本厚 生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行 い、討論の後。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)を 修正議決し、

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための 施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆 議院提出)を可決した。

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、石橋通宏君(民主)、 長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、 小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬 師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民) (関法第43号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、維新、共産、元気、無ク、 社民

(衆第22号)

賛成会派自民、公明、維新、元気、無ク反対会派民主、共産、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行っ た。

〇平成27年9月10日(木)(第34回)

- o政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○外国人家事支援人材の受入れの在り方に関する件、AEDの普及及び利用促進に関する件、 脳脊髄液減少症のブラッドパッチ療法への保 険適用に関する件、戦没者及び戦没者遺族の DNAのデータベース化に関する件、ひとり 親家庭への支援策に関する件、障害者の虐待 防止策の在り方に関する件、愛知労働局にお ける労働基準監督署の監督指導に関する件、 義務教育を修了した子どもへの自立支援の在 り方に関する件、レセプトデータと特定健診 データの低い突合率による影響に関する件、 在外被爆者への医療費全額支給について血齢 高裁判決に関する件等について塩崎厚生労働 大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大 臣政務官、薗浦外務大臣政務官、原田防衛大

臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、西村まさみ君(民主)、白眞勲君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号) (衆議院送付) について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成27年9月15日(火)(第35回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号) (衆議院送付) について塩崎厚生労働大臣、 永岡厚生労働副大臣、山本文部科学大臣政務 官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人 に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

羽生田俊君(自民)、島村大君(自民)、津田弥太郎君(民主)、西村まさみ君(民主)、川田龍平君(維新)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、山口和之君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(閣法第68号)

賛成会派 自民、公明、元気、無ク 反対会派 民主、維新、共産、社民 なお、附帯決議を行った。

〇平成27年9月25日(金) (第36回)

- ○請願第340号外316件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第33号外797件を審査した。
- ○社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法 第67号)(衆議院送付)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 (閣法第70号)(衆議院送付)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆 第40号)(衆議院提出)

臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(参第2号)

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第

6号)

以上5案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- ○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続 調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に 一任することに決定した。

委員派遣

〇平成27年3月2日(月)、3日(火)

社会保障及び労働問題等に関する実情調査 「派遣地」

群馬県

「派遣委員]

丸川珠代君(自民)、大沼みずほ君(自民)、 羽生田俊君(自民)、福岡資麿君(自民)、 津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、 川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行 田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、 福島みずほ君(社民)

〇平成27年8月6日(木)

(地方公聴会)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 労働者の保護等に関する法律等の一部を改正 する法律案(閣法第43号)の審査に資するた め、地方の実情を調査するとともに、現地に おいて意見を聴取する。

「派遣地〕

愛知県

[派遣委員]

丸川珠代君(自民)、大沼みずほ君(自民)、 羽生田俊君(自民)、福岡資麿君(自民)、 津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、 島村大君(自民)、滝沢求君(自民)、石橋 通宏君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、川 田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田 邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、 福島みずほ君(社民)

(3)委員会決議

―自殺総合対策の更なる推進を求める決議―

自殺対策基本法が平成18年に施行され、我が国の自殺対策は大きく前進した。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、平成21年には、地域における自殺対策力を強化するため、都道府県に地域自殺対策緊急強化基金が造成された。自殺対策が地域レベルで実施され始めたこと等により、自殺者数は5年連続で減少し、平成26年には約2万5千人となっている。

しかし、平成18年から平成26年までの9年間だけでも、我が国の自殺者数は約27万3千人に上っている。1日に平均83人が自殺で亡くなっていることになる。人口10万人当たりの年間自殺者数を示す自殺死亡率についても、我が国は主要先進7カ国で最も高く、また、児童生徒を含む若年世代の自殺死亡率は高止まりの状況にある。

このような現状に鑑み、我々は、非常事態はいまだ続いており、我が国の自殺問題は決して楽観できないとの認識を共有するとともに、自殺対策基本法の施行から来年で10年の節目を迎えるに当たり、政府に対し、自殺問題に関する総合的な対策の更なる推進を求めるものである。

自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。政府の自殺総合対策大綱においても、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」であるとされ、そうした基本認識の下、自殺総合対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の「関係者の連携による

包括的な生きる支援」であることが謳われている。このような考え方に基づいて、全国各地の先駆的な取組を通じて得られた知見や経験を広く全国の地域における対策に還元していくこと等が求められており、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を強力に推進していく必要があると考える。

我々は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、立法府の責任において、政府に対し、自殺総合対策の更なる推進を促すとともに、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む決意である。

政府においても、このような認識の下に、次の事項について、迅速かつ確実に必要な措置を講ずることによって、自殺対策を「地域レベルの実践的な取組」による「生きる支援」として再構築し、自殺総合対策の更なる推進を図るべきである。

- 一、自殺対策の本質は、生きる支援であり、いのちを支えることである。この自殺対策の本質が広く伝わるよう、自殺対策の実施に当たっては、「いのち支える自殺対策」という概念を前面に打ち出すこと。
- 二、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進すること。
- 三、自殺対策は、自殺の多くが複数の阻害要因が連鎖した末に起きている実態を踏まえて、個々の 施策が細切れにならないよう、連鎖の類型に応じて常に関連施策を連動させながら推進すること。
- 四、自殺対策については、関係府省が一体となって総合的に推進するための体制を強化すること。 平成27年1月の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」には、平成28年4月 に自殺対策業務を内閣府から厚生労働省に移管すること、移管業務に係る機構・定員、併任者等 の人員は業務移管先の府省庁に移すこと等が明記されていることを踏まえ、移管後の業務に支障 が生じないよう、平成28年度予算の概算要求前に、内閣府と厚生労働省が合同で「自殺対策業務 移管チーム(仮称)」を設置するなど、円滑な業務移管のための措置を講ずること。また、厚生労働省に設置する部署については、専ら自殺対策を推進する業務を担うこととするとともに、多岐 にわたる自殺対策行政を厚生労働行政の一部に矮小化しないようにするため、厚生労働事務次官 又は厚生労働審議官を責任者とする省内横断的な組織とすること。その際、警察庁、文部科学省 等の関係府省との調整業務を担えるようにするため、課長級を含めて内閣府からポストを移管することによって、専任の課長級の管理職を配置すること。
- 五、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を図るため、現在は国立研究開発 法人国立精神・神経医療研究センターに設置されている自殺予防総合対策センターの業務及び体 制を抜本的に見直し、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点とし て、民学官協働型の「自殺対策政策研究センター(仮称)」として組織を改編すること。また、自 殺予防総合対策センターの支援・指導の下に活動している全国の地域自殺予防情報センターにつ いても、その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村(特別区を含む。)の自殺対策を直接 的かつ継続的に支援する「地域自殺対策推進センター(仮称)」として体制及び機能の強化を図る こと。
- 六、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に、具体的な数値目標や施策の工程表などを盛り込んだ「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務付けること。
- 七、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が自殺対策を中長期的な視点から安定的かつ計画的に実行できるよう、平成28年度予算において、これまでの地域自殺対策緊急強化基金に代え、地域自殺対策予算の恒久財源を確保すること。特に、平成28年度予算の概算要求に当たっては、「自殺対

策業務移管チーム(仮称)」において、事前に都道府県及び市町村(特別区を含む。)から意見を 聴き、その意見を踏まえ、内閣府が必要かつ十分な予算を要求すること。

- 八、「いのち支える自殺対策」を寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)及び生活困窮者 自立支援制度の自立相談支援事業と効果的に連動させ、全国の関係者が真摯に耳を傾ける傾聴支 援及び相談機関につなげる実務支援を一体的に推進し、「いのちのセーフティーネット」を確保す ること。
- 九、自殺者の親族等への支援を強化するため、全ての都道府県に、「自死遺族等支援地域センター(仮称)」の役割を担うものとして、自死遺族等支援に関する情報を一元的に集約する機能を持ち、当該地域において家族を自殺で亡くした全ての遺族に対して支援情報を提供するための仕組みを構築すること。
- 十、自殺者の約2割から3割に自殺未遂歴があることに鑑み、自殺未遂段階で医療機関等から適切な支援を受けることができれば、その後の再企図を防げる可能性が高まることから、自殺未遂者を支援する専門家を養成するとともに、2次保健医療圏ごとに、自殺未遂者・未遂者親族等支援の拠点となる病院を定め、拠点病院が自殺未遂者支援の専門家を当該地域の他の医療機関や相談機関等に派遣する体制を構築すること。あわせて、自殺未遂者を日常的に見守り続ける親族等が継続的かつ安定的に支援を受けることができる体制を全国に整備すること。その際、拠点病院や自殺未遂者支援の専門家との連携が円滑に行われるよう運用すること。
- 十一、児童生徒を含む若年者の自殺対策については、生活上の困難やストレスに直面しても適切な対処ができる力を身に付けさせる教育が重要であることに鑑み、全ての児童生徒を対象に「SOSの出し方教育(自殺の0次予防)」を実施すること。 右決議する。